

ふじみ野市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

改正案				現行			
別表(第2条、第5条、第8条関係)				別表(第2条、第5条、第8条関係)			
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
41	建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定に係る部分の審査 (1) 次号に掲げるもの以外のもの (2) 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの	(略)	(略)	41	建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定に係る部分の審査 (1) 次号に掲げるもの以外のもの (2) 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
43	建築基準法第7条第4項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(同法第7条の3第5項又は第18条第30項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合以外) (1) 床面積の合計(市長が別に	(略)	(略)	43	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査(同法第7条の3第5項又は第18条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合以外) (1) 床面積の合計(市長が別に	(略)	(略)

	定める算定方法によって算定したものという。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの				定める算定方法によって算定したものという。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの			
44	建築基準法第7条第4項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に	(略)	(略)	44	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に	(略)	(略)	

関する完了検査(同法第7条の3第5項又は第18条第30項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合)

- (1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
- (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
- (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
- (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メ

関する完了検査(同法第7条の3第5項又は第18条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合)

- (1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
- (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
- (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
- (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メ

	ートル以内のもの (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの				ートル以内のもの (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの				
45	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第4項又は<u>第18条第20項</u>の規定に基づく工作物に関する完了検査	(略)	(略)		45	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第4項又は<u>第18条第17項</u>の規定に基づく工作物に関する完了検査	(略)	(略)	
46	建築基準法第7条の3第4項又は<u>第18条第28項</u>の規定に基づく建築物に関する中間検査 (1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル	(略)	(略)		46	建築基準法第7条の3第4項又は<u>第18条第20項</u>の規定に基づく建築物に関する中間検査 (1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル	(略)	(略)	

	ル以内のもの (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの				ル以内のもの (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの		
47	建築基準法第88条第1項において 準用する同法第7条の3第4項又は第 <u>18条第28項</u> の規定に基づく工作物 の中間検査	(略)	(略)	47	建築基準法第88条第1項において 準用する同法第7条の3第4項又は第 <u>18条第20項</u> の規定に基づく工作物 の中間検査	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ふじみ野市手数料条例新旧対照表（第2条関係）

改正案				現行																																			
（手数料の減免） 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。 （1）・（2）（略） （3）官公署から請求又は申請があった場合（別表40の項から<u>61の項</u>までに規定する事務に係るものを除く。） （4）・（5）（略） 2（略） 3 別表40の項から<u>61の項</u>までに規定する事務に係る申請等があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該手数料を減額し、又は免除する。 （1）公益上必要があると認めた場合 （2）前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合 別表（第2条、第5条、第8条関係） <table><tr><th>項</th><th>手数料を徴収する事務</th><th>単位</th><th>手数料の金額</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>40</td><td><u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築物に関する確認の審査（次項及び42の項に規定する審査を除く。）</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>（1）床面積の合計（市長が別に</u></td><td><u>1件につき</u></td><td><u>8,000円</u></td></tr></table>				項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	（略）	（略）	（略）	（略）	40	<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築物に関する確認の審査（次項及び42の項に規定する審査を除く。）</u>				<u>（1）床面積の合計（市長が別に</u>	<u>1件につき</u>	<u>8,000円</u>	（手数料の減免） 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。 （1）・（2）（略） （3）官公署から請求又は申請があった場合（別表40の項から<u>57の項</u>までに規定する事務に係るものを除く。） （4）・（5）（略） 2（略） 3 別表40の項から<u>57の項</u>までに規定する事務に係る申請等があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該手数料を減額し、又は免除する。 （1）公益上必要があると認めた場合 （2）前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合 別表（第2条、第5条、第8条関係） <table><tr><th>項</th><th>手数料を徴収する事務</th><th>単位</th><th>手数料の金額</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>40</td><td><u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく建築物に関する確認の審査</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>（1）床面積の合計（市長が別に</u></td><td><u>1件につき</u></td><td><u>7,000円</u></td></tr></table>				項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	（略）	（略）	（略）	（略）	40	<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく建築物に関する確認の審査</u>				<u>（1）床面積の合計（市長が別に</u>	<u>1件につき</u>	<u>7,000円</u>
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額																																				
（略）	（略）	（略）	（略）																																				
40	<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築物に関する確認の審査（次項及び42の項に規定する審査を除く。）</u>																																						
	<u>（1）床面積の合計（市長が別に</u>	<u>1件につき</u>	<u>8,000円</u>																																				
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額																																				
（略）	（略）	（略）	（略）																																				
40	<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく建築物に関する確認の審査</u>																																						
	<u>（1）床面積の合計（市長が別に</u>	<u>1件につき</u>	<u>7,000円</u>																																				

定める算定方法によって算定
したものを用いる。以下この項に
おいて同じ。)が30平方メー
トル以内のもの

(2) 床面積の合計が30平方メー 1件につき

トルを超え100平方メートル以
内のもの

20,000円

(3) 床面積の合計が100平方メ 1件につき

ートルを超え200平方メートル
以内のもの

34,000円

(4) 床面積の合計が200平方メ 1件につき

ートルを超え300平方メートル
以内のもの

36,000円

(5) 床面積の合計が300平方メ 1件につき

ートルを超え500平方メートル
以内のもの

39,000円

(6) 床面積の合計が500平方メ 1件につき

ートルを超え1,000平方メー
トル以内のもの

58,000円

(7) 床面積の合計が1,000平方 1件につき

メートルを超え2,000平方メー
トル以内のもの

78,000円

(8) 床面積の合計が2,000平方 1件につき

メートルを超え10,000平方メ
ートル以内のもの

235,000円

(9) 床面積の合計が10,000平方 1件につき

420,000円

定める算定方法によって算定
したものを用いる。以下この項に
おいて同じ。)が30平方メー
トル以内のもの

(2) 床面積の合計が30平方メー 1件につき

トルを超え100平方メートル以
内のもの

14,000円

(3) 床面積の合計が100平方メ 1件につき

ートルを超え200平方メートル
以内のもの

24,000円

(4) 床面積の合計が200平方メ 1件につき

ートルを超え500平方メートル
以内のもの

31,000円

(5) 床面積の合計が500平方メ 1件につき

ートルを超え1,000平方メー
トル以内のもの

58,000円

(6) 床面積の合計が1,000平方 1件につき

メートルを超え2,000平方メー
トル以内のもの

78,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方 1件につき

メートルを超え10,000平方メ
ートル以内のもの

235,000円

(8) 床面積の合計が10,000平方 1件につき

メートルを超えるもの

420,000円

	計画の変更をして建築物を建築する場合		昇降機1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)				
42	建築基準法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築物に関する確認の審査(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書(同法第11条第2項において準用する場合を含む。))又は同法第12条第2項ただし書(同法第12条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特定建築行為に限る。) (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(次号に掲げるものを除く。) ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物につき	次に掲げる額を合計した額に、40の項又は前項の各号に規定する手数料の額を加算した額				
			14,000円				

	(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	一の建築物につき	16,000円				
	イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	一の建築物につき	27,000円				
	(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。)						
	ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額						
	(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物につき	7,000円				
	(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	一の建築物につき	8,000円				
	イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	一の建築物につき	13,500円				
43	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する確認の審査						

	(1) <u>昇降機を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)</u>	1基につき	14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)				
	(2) <u>確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合</u>	1基につき	7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)				
44	(略)	(略)	(略)	41	(略)	(略)	(略)
45	建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく工作物に関する確認 (1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	(略)	(略)	42	建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく工作物に関する確認 (1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	(略)	(略)
				43	<u>建築基準法第7条第4項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(同法第7条の3第5項又は第18条第30項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合以外)</u> (1) <u>床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)</u> が30平方メートル	1件につき	14,000円

					<u>ル以内のもの</u>		
					(2) <u>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u>	1件につき	<u>17,000円</u>
					(3) <u>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u>	1件につき	<u>24,000円</u>
					(4) <u>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	<u>35,000円</u>
					(5) <u>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき	<u>59,000円</u>
					(6) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき	<u>82,000円</u>
					(7) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	1件につき	<u>208,000円</u>
					(8) <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</u>	1件につき	<u>331,000円</u>
				44	<u>建築基準法第7条第4項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(同法第7条の3第5項又は第18条第30項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む</u>		

					申請の場合)		
					(1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの	1件につき	12,000円
					(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき	15,000円
					(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき	23,000円
					(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	33,000円
					(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	57,000円
					(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	77,000円
					(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき	191,000円
					(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	315,000円

建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(次項及び48の項に規定する完了検査を除く。)

(1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの

1件につき

15,000円

(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの

1件につき

24,000円

(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの

1件につき

34,000円

(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの

1件につき

37,000円

(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

1件につき

42,000円

(6) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

1件につき

59,000円

(7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

1件につき

82,000円

	<u>トル以内のもの</u>					
	<u>(8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>208,000円</u>			
	<u>(9) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>1件につき</u>	<u>331,000円</u>			
47	<u>建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(完了検査の申請又は通知に係る計画に第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)(次項に規定する完了検査を除く。)</u>	<u>1件につき</u>	<u>前項各号に規定する手数料の額に、昇降機1基ごとに17,000円(小荷物専用昇降機については、10,000円)を加算した金額</u>			
48	<u>建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。)</u>		<u>次に掲げる額を合計した額に、46の項各号又は前項に規定する手数料の額を加算した額</u>			
	<u>(1) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以内のもの</u>	<u>一の建築物につき</u>	<u>3,000円</u>			
	<u>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超えるもの</u>	<u>一の建築物につき</u>	<u>5,000円</u>			

	<u>トルを超え100平方メートル以 内のもの</u> (3) <u>床面積の合計が100平方メ ートルを超え200平方メートル 以内のもの</u> (4) <u>床面積の合計が200平方メ ートルを超え300平方メートル 以内のもの</u>	<u>につき</u> <u>一の建築物</u> <u>につき</u> <u>一の建築物</u> <u>につき</u>	 <u>6,000円</u> <u>7,000円</u>				
49	<u>建築基準法第87条の4において準 用する同法第7条第1項又は第18条 第20項の規定に基づく建築設備に 関する完了検査</u>	<u>一の建築設 備につき</u>	<u>17,000円(小荷物専 用昇降機について は、10,000円)</u>				
50	<u>建築基準法第88条第1項において 準用する同法第7条第1項又は第18 条第20項の規定に基づく工作物に 関する完了検査</u>	(略)	(略)	45	<u>建築基準法第88条第1項において 準用する同法第7条第4項又は第18 条第20項の規定に基づく工作物に 関する完了検査</u>	(略)	
				46	<u>建築基準法第7条の3第4項又は第 18条第28項の規定に基づく建築物 に関する中間検査</u> (1) <u>床面積の合計(市長が別に 定める算定方法によって算定 したものをいう。以下この項に おいて同じ。)が30平方メート ル以内のもの</u> (2) <u>床面積の合計が30平方メー トルを超え100平方メートル以</u>	 <u>1件につき</u> <u>1件につき</u>	 <u>13,000円</u> <u>17,000円</u>

					<u>内のもの</u> <u>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u> 1件につき 23,000円
					<u>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> 1件につき 31,000円
					<u>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき 52,000円
					<u>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき 72,000円
					<u>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件につき 165,000円
					<u>(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</u> 1件につき 261,000円
				47	<u>建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項又は第18条第28項の規定に基づく工作物の中間検査</u> 一の工作物につき 12,000円
51	<u>建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第</u>	1件につき	120,000円		

	<u>1号若しくは第2号(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査</u>						
<u>52</u> ～ <u>69</u>	(略)	(略)	(略)	<u>48</u> ～ <u>65</u>	(略)	(略)	(略)
				<u>66</u>	<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定等に関する審査</u> <u>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。)</u> <u>又はこれらの写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの</u>	1件につき	<u>新築の場合は8,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないもの場合は13,000円。ただし、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審</u>

						<u>査を受けることの</u> <u>申出(以下「審査申</u> <u>出」という。)</u> を併 <u>せて行う場合は、4</u> <u>0の項又は41の項の</u> <u>各号に規定する手</u> <u>数料の額を加算し</u> <u>た額とする。</u>
				<u>(2) 前号に規定する確認書若し</u> <u>しくは住宅性能評価書又はこれ</u> <u>らの写しを添付した認定審査</u> <u>のうち、共同住宅又は長屋(以</u> <u>下「共同住宅等」という。)</u> の <u>床面積の合計が500平方メート</u> <u>ル以下のもの</u>	1件につき	<u>新築の場合は17,00</u> <u>0円、増築若しくは</u> <u>改築又は建築を伴</u> <u>わないものの場合</u> <u>は25,000円。ただ</u> <u>し、審査申出を併せ</u> <u>て行う場合は、40</u> <u>の項又は41の項の</u> <u>各号に規定する手</u> <u>数料の額を加算し</u> <u>た額とする。</u>
				<u>(3) 第1号に規定する確認書若</u> <u>しくは住宅性能評価書又はこ</u> <u>れらの写しの添付がない認定</u> <u>審査のうち、一戸建ての住宅の</u> <u>もの</u>	1件につき	<u>新築の場合は57,00</u> <u>0円、増築若しくは</u> <u>改築又は建築を伴</u> <u>わないものの場合</u> <u>は85,000円。ただ</u> <u>し、審査申出を併せ</u>

								て行う場合は、40 の項又は41の項の 各号に規定する手 数料の額を加算し た額とする。
(4)	第1号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がない認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの	1件につき						新築の場合は127,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないものの場合は194,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40 の項又は41の項の 各号に規定する手 数料の額を加算し た額とする。
(5)	長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定審査	1件につき						前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項 又は41の項の各号 に規定する手数料

[illegible]

[illegible]

[illegible]

					る審査 (6) 前各号に掲げる審査で都市 の低炭素化の促進に関する法 律第54条第2項の規定による申 出を伴う申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の 金額の欄に定める 額に40の項の各号 に規定する手数料 の額を加算し、構造 計算適合性判定を 併せて行う場合は、 41の項の各号に規 定する手数料の額 を更に加算した額
				69	建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律(平成27年法律 第53号)第12条第1項若しくは第2項 又は第13条第2項若しくは第3項の 規定に基づく建築物エネルギー消 費性能適合性判定 (1) 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第34 条第3項に規定する他の建築物 について、当該建築物が記載さ れた同条第1項に規定する建築 物エネルギー消費性能向上計 画が同法第35条第1項の認定又 は同法第36条第1項の変更の認 定を受けたことを示す書類が		

[illegible]

	<u>保全計画の認定等に関する審査</u> (1) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。)</u>又はこれらの写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの	1件につき 新築の場合は8,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないもの場合は13,000円。ただし、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることの申出(以下「審査申出」という。)を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。		(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</u> ア <u>一戸建ての住宅</u> イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (ア) <u>床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第13条第3項第2号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除</u>	一の建築物につき 一の建築物につき	5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。 11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
--	---	---	--	--	---------------------------------	--

[illegible]

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

							又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(4) 第1号に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付がない認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき	新築の場合は127,000円、増築若しくは改築又は建築を伴わないもの場合は194,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。		(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額			
				ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。	
				イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	334,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。	

	<u>定審査</u> (7) <u>長期優良住宅普及促進法第10条の規定による地位の承継の承認審査</u>	1件につき	2,200円		<u>の変更の認定の申請に対する審査</u> (7) <u>前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合</u>	一の建築物につき 金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。 第1号から第5号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
71	<u>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査</u>		次に掲げる額を合計した額(第4号及び第5号を除く。)	71	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u>	次に掲げる額を合計した額

	(1) <u>一戸建ての住宅</u>	1件につき	5,000円		(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</u>		
	ア <u>一戸建ての住宅</u>	1件につき	5,000円				
	イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>						
	(ア) <u>床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。)</u>	1件につき	11,000円		(イ)、次号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの		
	(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	23,000円				

(3) <u>非住宅用途を含む建築物の 非住宅部分</u>	1件につき	11,000円	(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件につき	80,000円
			(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	135,000円
			(3) <u>第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの</u>		
			ア <u>一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
			(ア) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	1件につき	20,000円
			(イ) <u>床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	22,000円
			イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
			(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件につき	38,000円
			(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</u>	1件につき	66,000円

					<u>一トール以上500平方メートル 以内のもの</u>		
72	<u>都市の低炭素化の促進に関する 法律第53条第1項の規定に基づく低 炭素建築物新築等計画の認定の申 請(前項以外のもの)に対する審査</u> <u>(1) 建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令(平成28年 経済産業省・国土交通省令第1 号)第10条第2号イ(1)及びロ (1)に定める基準に適合するも の</u> <u>ア 一戸建ての住宅について</u> <u>次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額</u> <u>(ア) 床面積の合計が200平</u> <u>方メートル未満のもの</u> <u>(イ) 床面積の合計が200平</u> <u>方メートル以上のもの</u> <u>イ 住宅用途を含む建築物の</u> <u>住宅部分</u> <u>(2) 建築物エネルギー消費性能</u> <u>基準等を定める省令第10条第2</u> <u>号イ(2)及びロ(2)に定める基</u>		<u>次に掲げる額を合 計した額(第6号及 び第7号を除く。)</u>		72 <u>建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律施行規則(平成 28年国土交通省令第5号)第11条の 規定に基づく軽微な変更に応じ ていることを証する書面の交付の 申請に対する審査</u> <u>(1) 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律第34 条第3号に規定する他の建築物 について、当該建築物が記載さ れた同条第1項に規定する建築 物エネルギー消費性能向上計 画が同法第35条第1項の認定又 は同法第36条第1項の変更の認 定を受けたことを示す書類が 提出された場合</u> <u>ア 床面積の合計が300平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>イ 床面積の合計が300平方メ</u> <u>ートル以上500平方メートル</u> <u>以内のもの</u> <u>(2) 前号に掲げる場合以外で、</u> <u>建築物エネルギー消費性能基</u> <u>準等を定める省令第1条第1項</u>		
		1件につき	40,000円			1件につき	5,500円
		1件につき	44,000円			1件につき	9,500円
		1件につき	80,000円				

準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 1件につき 38,000円

(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準又は同省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 29,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 33,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 1件につき 59,000円

第1号イに定める基準に適合するもの

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 133,500円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき 167,000円

(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 51,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき 65,000円

<u>(4) 建築物エネルギー消費性能</u>	<u>1件につき</u>	<u>267,000円</u>
<u>基準等を定める省令第10条第1</u>		
<u>号イ(1)及びロ(1)に定める基</u>		
<u>準に適合する非住宅用途を含</u>		
<u>む建築物の非住宅部分(次号に</u>		
<u>掲げる場合を除く。)</u>		
<u>(5) 建築物エネルギー消費性能</u>	<u>1件につき</u>	<u>102,000円</u>
<u>基準等を定める省令第10条第1</u>		
<u>号イ(2)及びロ(2)に定める基</u>		
<u>準に適合する非住宅用途を含</u>		
<u>む建築物の非住宅部分</u>		
<u>(6) 都市の低炭素化の促進に関</u>	<u>1件につき</u>	<u>前各号の手数料の</u>
<u>する法律第55条第1項の規定に</u>		<u>金額の欄に定める</u>
<u>基づく低炭素建築物新築等計</u>		<u>額にそれぞれ2分の</u>
<u>画の変更の認定の申請に対す</u>		<u>1を乗じて得た額</u>
<u>る審査</u>		
<u>(7) 前各号に掲げる審査で都市</u>	<u>1件につき</u>	<u>前各号の手数料の</u>
<u>の低炭素化の促進に関する法</u>		<u>金額の欄に定める</u>
<u>律第54条第2項の規定による申</u>		<u>額に40の項、41の項</u>
<u>出を伴う申請に対する審査</u>		<u>又は42の項の各号</u>
		<u>に規定する手数料</u>
		<u>の額を加算し、構造</u>
		<u>計算適合性判定を</u>
		<u>併せて行う場合は、</u>
		<u>44の項各号に規定</u>

			する手数料の額を 更に加算した額				
73	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による場合 (ア) 一戸建ての住宅 (イ) 住宅用途を含む建築	一の建築物につき 一の建築物	次に掲げる額を合計した額 5,000円 11,000円				

	<u>物の住宅部分</u>	<u>につき</u>							
	<u>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</u>	<u>一の建築物</u>	<u>11,000円</u>						
	<u>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による場合</u>	<u>につき</u>							
		<u>一の建築物</u>	<u>アの手数料の金額</u>						
		<u>につき</u>	<u>欄に掲げる額の区</u>						
			<u>分に応じ、それぞれ</u>						
			<u>当該手数料の2分の</u>						
			<u>1に相当する額</u>						
	<u>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による場合(前号アに掲げる場合を除く。)</u>								
	<u>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものの</u>								
	<u>(ア) 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>一の建築物</u>	<u>40,000円</u>						
		<u>につき</u>							
	<u>(イ) 一戸建ての住宅で床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>一の建築物</u>	<u>44,000円</u>						
		<u>につき</u>							
	<u>(ウ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</u>	<u>一の建築物</u>	<u>80,000円</u>						
		<u>につき</u>							

イ 建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令第1条
第1項第2号イ(2)及びロ(2)
に定める基準に適合するも
の

(ア) 一戸建ての住宅で床
面積の合計が200平方メー
トル未満のもの

一の建築物
につき

20,000円

(イ) 一戸建ての住宅で床
面積の合計が200平方メー
トル以上のもの

一の建築物
につき

22,000円

(ウ) 住宅用途を含む建築
物の住宅部分

一の建築物
につき

38,000円

ウ 建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令第1条
第1項第2号イ(1)及びロ(2)
又は同号イ(2)及びロ(1)に
定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅で床
面積の合計が200平方メー
トル未満のもの

一の建築物
につき

29,000円

(イ) 一戸建ての住宅で床
面積の合計が200平方メー
トル以上のもの

一の建築物
につき

33,000円

(ウ) 住宅用途を含む建築
物の住宅部分

一の建築物
につき

59,000円

	<u>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</u>	一の建築物につき	267,000円				
	<u>オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</u>	一の建築物につき	102,000円				
	<u>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による場合(第1号イに掲げる場合を除く。)</u>	一の建築物につき	前号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する額				
74	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</u>		次に掲げる額を合計した額				
	<u>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</u>						
	<u>ア 一戸建ての住宅</u>	一の建築物	5,000円。ただし、				

		につき	審査申出を併せて 行う場合は40の項、 41の項又は42の項 の各号に規定する 手数料の額を加算 し、構造計算適合性 判定を併せて行う 場合は44の項各号 に規定する手数料 の額を更に加算し た額とする。					
イ	住宅用途を含む建築物の 住宅部分	一の建築物 につき	11,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は40の項、 41の項又は42の項 の各号に規定する 手数料の額を加算 し、構造計算適合性 判定を併せて行う 場合は44の項各号 に規定する手数料 の額を更に加算し た額とする。					
ウ	非住宅用途を含む建築物 の非住宅部分	一の建築物 につき	11,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は40の項、					

			41の項又は42の項 の各号に規定する 手数料の額を加算 し、構造計算適合性 判定を併せて行う 場合は44の項各号 に規定する手数料 の額を更に加算し た額とする。					
		(2) 前号に掲げる場合以外で、 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第10条第2号 イ(1)及びロ(1)に定める基準 に適合するもの						
		ア 一戸建ての住宅について 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額						
		(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	一の建築物 につき	40,000円。ただし、 審査申出を併せて 行う場合は40の項、 41の項又は42の項 の各号に規定する 手数料の額を加算 し、構造計算適合性 判定を併せて行う 場合は44の項各号				

			<u>に規定する手数料</u>
			<u>の額を更に加算し</u>
			<u>た額とする。</u>
<u>(イ) 床面積の合計が200平</u>	<u>一の建築物</u>		44,000円。ただし、
<u>方メートル以上のもの</u>	<u>につき</u>		<u>審査申出を併せて</u>
			<u>行う場合は40の項、</u>
			<u>41の項又は42の項</u>
			<u>の各号に規定する</u>
			<u>手数料の額を加算</u>
			<u>し、構造計算適合性</u>
			<u>判定を併せて行う</u>
			<u>場合は44の項各号</u>
			<u>に規定する手数料</u>
			<u>の額を更に加算し</u>
			<u>た額とする。</u>
<u>イ 住宅用途を含む建築物の</u>	<u>一の建築物</u>		80,000円。ただし、
<u>住宅部分</u>	<u>につき</u>		<u>審査申出を併せて</u>
			<u>行う場合は40の項、</u>
			<u>41の項又は42の項</u>
			<u>の各号に規定する</u>
			<u>手数料の額を加算</u>
			<u>し、構造計算適合性</u>
			<u>判定を併せて行う</u>
			<u>場合は44の項各号</u>
			<u>に規定する手数料</u>
			<u>の額を更に加算し</u>

			<u>た額とする。</u>					
		<u>(3) 第1号に掲げる場合以外で、</u>						
		<u>建築物エネルギー消費性能基</u>						
		<u>準等を定める省令第10条第2号</u>						
		<u>イ(2)及びロ(2)に定める基準</u>						
		<u>に適合するもの</u>						
		<u>ア 一戸建ての住宅について</u>						
		<u>次に掲げる区分に応じ、それ</u>						
		<u>ぞれ次に定める額</u>						
		<u>(ア) 床面積の合計が200平</u>	<u>一の建築物</u>	<u>20,000円。ただし、</u>				
		<u>方メートル未満のもの</u>	<u>につき</u>	<u>審査申出を併せて</u>				
				<u>行う場合は40の項、</u>				
				<u>41の項又は42の項</u>				
				<u>の各号に規定する</u>				
				<u>手数料の額を加算</u>				
				<u>し、構造計算適合性</u>				
				<u>判定を併せて行う</u>				
				<u>場合は44の項各号</u>				
				<u>に規定する手数料</u>				
				<u>の額を更に加算し</u>				
				<u>た額とする。</u>				
		<u>(イ) 床面積の合計が200平</u>	<u>一の建築物</u>	<u>22,000円。ただし、</u>				
		<u>方メートル以上のもの</u>	<u>につき</u>	<u>審査申出を併せて</u>				
				<u>行う場合は40の項、</u>				
				<u>41の項又は42の項</u>				
				<u>の各号に規定する</u>				

			手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。						
	イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分	一の建築物につき	38,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。						
	(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に定める基準又は同省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準に適合するもの								

ア 一戸建ての住宅について
次に掲げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平
方メートル未満のもの

一の建築物
につき

29,000円。ただし、
審査申出を併せて
行う場合は40の項、
41の項又は42の項
の各号に規定する
手数料の額を加算
し、構造計算適合性
判定を併せて行う
場合は44の項各号
に規定する手数料
の額を更に加算し
た額とする。

(イ) 床面積の合計が200平
方メートル以上のもの

一の建築物
につき

33,000円。ただし、
審査申出を併せて
行う場合は40の項、
41の項又は42の項
の各号に規定する
手数料の額を加算
し、構造計算適合性
判定を併せて行う
場合は44の項各号
に規定する手数料
の額を更に加算し

			た額とする。
<u>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</u>	一の建築物につき		59,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
<u>(5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</u>	一の建築物につき		267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。
<u>(6) 第1号に掲げる場合以外で、</u>	一の建築物		102,000円。ただし、

		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	につき	審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料の額を更に加算した額とする。					
	(7)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	一の建築物につき	前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は40の項、41の項又は42の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は44の項各号に規定する手数料					

れた同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

ア 一戸建ての住宅

一の建築物

2,500円

につき

イ 住宅用途を含む建築物の

一の建築物

5,500円

住宅部分

につき

ウ 非住宅用途を含む建築物

一の建築物

5,500円

の非住宅部分

につき

(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について

次に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平

一の建築物

20,000円

方メートル未満のもの

につき

(イ) 床面積の合計が200平

一の建築物

22,000円

方メートル以上のもの

につき

イ 住宅用途を含む建築物の

一の建築物

40,000円

住宅部分

につき

(3) 第1号に掲げる場合以外で、
建築物エネルギー消費性能基
準等を定める省令第1条第1項
第2号イ(2)及びロ(2)に定める
基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について
次に掲げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平
方メートル未満のもの

一の建築物
につき

10,000円

(イ) 床面積の合計が200平
方メートル以上のもの

一の建築物
につき

11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の
住宅部分

一の建築物
につき

19,000円

(4) 第1号に掲げる場合以外で、
建築物エネルギー消費性能基
準等を定める省令第1条第1項
第2号イ(1)及びロ(2)又は同号
イ(2)及びロ(1)に定める基準
に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について
次に掲げる区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平
方メートル未満のもの

一の建築物
につき

14,500円

(イ) 床面積の合計が200平

一の建築物

16,500円

	<u>方メートル以上のもの</u>	<u>につき</u>				
	<u>イ 住宅用途を含む建築物の</u>	<u>一の建築物</u>	<u>29,500円</u>			
	<u>住宅部分</u>	<u>につき</u>				
	<u>(5) 第1号に掲げる場合以外で、</u>	<u>一の建築物</u>	<u>133,500円</u>			
	<u>建築物エネルギー消費性能基</u>	<u>につき</u>				
	<u>準等を定める省令第1条第1項</u>					
	<u>第1号イに定める基準に適合す</u>					
	<u>るもの</u>					
	<u>(6) 第1号に掲げる場合以外で、</u>	<u>一の建築物</u>	<u>51,000円</u>			
	<u>建築物エネルギー消費性能基</u>	<u>につき</u>				
	<u>準等を定める省令第1条第1項</u>					
	<u>第1号ロに定める基準に適合す</u>					
	<u>るもの</u>					